

令和 4 年 第 5 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 2 5 日 (水)

色麻町農業委員会議事録

令和4年5月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

| 議席 | 担当 | 氏名 |
|----|----|--------|
| 1 | 農政 | 高橋 たえ子 |
| 2 | 農地 | 欠席 |
| 3 | 農地 | 鎌田 一宣 |
| 4 | 農政 | 早坂 勝一 |
| 5 | 農政 | 渡邊 義彦 |
| 6 | 農政 | 齋條 仁美 |
| 7 | 農地 | 菅原 敏臣 |
| 8 | 農地 | 阿部 きよ子 |
| 9 | 農地 | 大泉 貞行 |
| 10 | 農政 | 早坂 成弘 |
| 11 | 農政 | 畑中 長悦 |
| 12 | | 堀籠 勝恵 |

・出席委員 11名 ・欠席委員 1名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第16号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 議案第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠席1名でございます。
定足数に達しておりますので、第5回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、3番 鎌田 一 宣 委員、4番 早坂 勝 一 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第16号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第16号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号59番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号59番、権利の種類 売買、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳 さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原〇ー〇 外3筆、地目 田、地積 12, 138㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等からみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

大泉委員 差し支えなければ公社からどちらの方に渡ることになるのかお知らせ願います。

事務局長 ○○さんになる予定です。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号59番は可と決しました。

議長 番号60番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号60番、権利の種類 売買、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、設定をする土地の所在 志津字新鷹巣〇一〇 外7筆、地目 田、地積 14,917㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等からみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号60番は可と決しました。

議長 番号61番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号61番、権利の種類 賃貸借、設定をする者○○さん、設定を受ける者○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新焼切〇一〇 外1筆、地目 田、地積 5,347㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

第3回農業委員会総会で農地法第3条の規定による許可の決定を受けて○○さんが新たに取得した農地について、○○さんと利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号61番は可と決しました。

議長 以上で、議案第16号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第17号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり定めたので審議されたい。

記書きにつきましては、委員各位に配布しております色麻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」をご覧ください。

こちらにつきましては、4月の全員協議会で協議していただき、ご意見をいただきましたが、特に修正が必要となることはありませんでした。

では、まず第1の基本的な考え方ですが、これまでの本町の農業の推移と現状を鑑みて、今後の課題は高齢化と担い手不足による遊休農地の増加が懸念され、発生防止及び解消に努めていく必要があります、その具体的な目標と推進方法については、令和12年度を目標とし、3年ごとに検証と見直しを行うものとした。

第2に具体的な目標と推進方法であります。はじめに、遊休農地の発生防止、解消について、(1) 遊休農地の解消目標は、3年ごとにおおよそ2ヘクタールずつ解消を図り、12年度末の令和13年3月には0.92ヘクタールに減少させることを目標といたします。(2) 具体的な推進方法につきましては、ア 利用状況調査及び利用意向調査等を踏まえた農地中間管理機構等への貸付手続きの推進、イ 非農地判断による守るべき農地の明確化、ウ 農地の利用関係の調整、エ

年間を通じた農地パトロールによる遊休農地等の早期発見の以上4つの方法で推進していくことといたしました。

次に担い手への集積・集約化であります。 (1) 担い手への集積目標は、3年後の集積率を国で示す80%を目指し、12年度末には、町で定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に準じて90%を目指すことといたします。(2) 具体的な推進方法につきましては、ア 認定農業者等の地域の中心となる経営体の方々と「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合いを行い、プランの作成及び見直しに積極的に取り組む、イ 復元可能な遊休農地及び遊休農地になるおそれがある農地などをリスト化し農地中間管理事業の活用を促す、ウ 受け手が不足している山間部等の地域における営農の組織化、法人化などを推進する、エ 農地の集約化に向けた利用調整及び交換等の推進、オ 未相続や所有者不明農地の農地中間管理機構への貸付の推進など以上5つの方法で推進していくことといたしました。

最後に新規参入の促進であります。 (1) 新規参入の促進目標は、3年間で個人、法人共にそれぞれ2経営体ずつ参入することを見込み、12年度末には、個人6人、法人8法人の新規参入を目標といたしました。(2) 具体的な推進方法につきましては、ア 関係機関とのネットワークについて、イ 農業法人化等の推進について、ウ 企業参入の推進について、エ 農業委員会のフォローアップ活動について、以上4つの方法で推進していくことといたしました。

以上、簡単ではありますが、色麻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」の説明といたします。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

内容の説明が終わりました。それでは、ご発言を頂きます。

早坂勝一
委員

目標が結構高いのですが、基本的に法人化とかを進めていかないとこのような数字にならないと思うんですよ。大規模農家をどんどん増やしていったらいいのか、家族経営でやっている農家もあるんですよ。そういった方々も無視はできないと思うんです。国では半農半Xなども出してきている中で、矛盾していると思うんですよ。零細農家も守っていかなければ農地を守れないと私は思っている。法人も今は枝番でやっているが、このまま継続できるかなと不安があるんですよ。高城みたいに一元化されれば組織として守ることができるが、その辺どうかなと思っておりますが事務局で何かそれに対してありますか。

事務局長

枝番に関しましては、国では枝番でない形の法人化を想定していると思います。各町では、補助金などがクローズアップされてきてどうしても枝番という形でスタートしている現状が見受けられますので、枝番でやっていけるか、担い手がどうなるかは引き続き地域の課題となってくると思いますので、その辺は大きな見直しが必要になるかとも思っています。今回の指針の中では、集積目標がそちら

に係わってくるのかなと思いますが、現状76.2%の集積率でありまして、3年後の目標の80%は国で示している数字でありまして、これを目指しなさいと言われていたものです。また、令和13年3月時点の目標90%は、町で定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいたものであります。それと先ほどの質問でもう一つ関係するのが、大規模な法人だけでなく家族経営農家もといったお話だったかと思いますが、新規参入の促進についてに関係してくるかと思いますが、今回の指針では個人につきましても含まれておりまして、五反歩要件はありますが、それを満たしていただければそういった方、法人に関しても特に今回は面積等は定めておりませんので、規模等は特に問わず新規参入者の数というところでこの辺を目標にと定めているものです。

大泉委員 この指針は、今後、実状に併せて変更等は可能なのですか。

事務局長 はい。3年ごとに見直しを行っていきたいと考えております。今回今の時期に策定するのは、農業委員会としての目標とか委員さん毎の目標とかを今年度早々に立てなければならぬことお知らせしていたかと思いますが、その前提としてこちらの指針の方を町では持っていなければならないといった扱いになっております。今までは努力義務で、本委員会には最適化推進委員を置いていない町でしたので、必ずしもでないところで作っていなかったのですが、段々とそうもいなくなってきたのが現状です。今後、農業委員会の目標等を定めていくこととなりますが、そちらも大きな項目としてはこの3つになっています。その前提として今回策定としましたが、令和5年度からは義務化に向けて法制化されるようです。

大泉委員 我々農地パトロールをしていると農地に戻せないようなところも多く、将来的には農地の面積も減ってくるということも考慮していかなければならないのではと思います。

事務局長 国の方でも耕作できる農地か山林化していて作物を作れない農地かの線引きをしっかりと非農地として扱いなさいと言ったところかと捉えております。管内の農地面積は増えるというよりもその辺の線引きをしっかりとする必要のあることから固定資産税とのからみも考えながら農地として我々が管理していかなければならない部分を厳選して、そこをしっかりと管理していきましょうといったスタンスですので、皆さんにもそういったところを認識していただきながら今後も農地パトロールを進めて行ければと思っております。

議 長 よろしいですか。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、議案第17号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、原案のとおり決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第5回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時12分

閉会時刻：午前10時53分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年5月25日

議長(会長) 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 鎌田一宣 ⑩

署名委員 早坂勝一 ⑩